

群馬県後期高齢者医療広域連合事務局組織規則

平成19年2月19日

規則第2号

改正 平成20年3月31日規則第1号
平成21年3月31日規則第6号
平成25年3月22日規則第1号
平成30年2月5日規則第1号
令和4年3月30日規則第3号
令和6年3月28日規則第3号
令和6年11月27日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例（平成19年広域連合条例第3号）に定める事務局の組織、職制、事務分掌等について定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に、総務課、管理課及び給付課を置く。

- 2 総務課に、保健事業室及び総務担当を置く。
- 3 管理課に、資格担当及び賦課担当を置く。
- 4 給付課に、給付担当を置く。

(平20規則1・平21規則6・全部改正、平25規則1・平30規則1・令4規則3・一部改正、令4規則3・全部改正)

(職の設置)

第3条 事務局に事務局長及び次長を、課に課長を、並びに室に室長及び室長代理を置く。また、担当に主幹、主任、主事を置くことができる。

(平30規則1・令4規則3・一部改正)

(職務)

第4条 事務局長は、広域連合長の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員の指揮監督を行う。

- 2 次長は、事務局長を補佐し、局長が不在のときは局長の職務を代行するとともに、局長の命を受けて所掌事務を処理し、所属職員の指揮監督を行う。
- 3 課長及び室長は、上司の命を受けて所掌事務を処理し、所属職員の指揮監督を行う。
- 4 主幹、主任、主事及び室長代理は、上司の命を受けて分担事務に従事する。

(平30規則1・令4規則3・一部改正)

(事務分掌)

第5条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 総務課

- ア 職員の人事、服務及び給与に関すること。
- イ 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
- ウ 財産管理に関すること。
- エ 文書事務に関すること。
- オ 公印の管理に関すること。
- カ 広報公聴に関すること。
- キ 広域計画に関すること。
- ク 情報公開及び個人情報保護制度に関すること。
- ケ 規約、条例、規則等の審査及び制定改廃に関すること。
- コ 公告式に関すること。
- サ 議会に関すること。
- シ 予算及び決算に関すること。
- ス 契約に関すること。
- セ 負担金、補助及び交付金に関すること。
- ソ 事務局の庶務に関すること。
- タ 基幹系情報システムの運用管理及び機器保守に関すること。
- チ 基幹系情報システムのネットワークに関すること。
- ツ 情報系情報システムの運用管理及び機器保守に関すること。
- テ 情報セキュリティーに関すること。
- ト その他電算システムに関すること。
- ナ 健康診査及び歯科健康診査に関すること。
- ニ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に関すること。
- ヌ 重症化予防事業に関すること。
- ネ 国保データベース（KDB）システムに関すること。
- ノ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定及び実施に関すること。
- ハ 保健事業部会の運営に関すること。
- ヒ 保険者協議会に関すること。
- フ 負担金、補助及び交付金に関すること。
- ヘ その他保健事業に関すること。
- ホ 他の課に属さないこと。

(2) 管理課

- ア 被保険者の資格管理に関すること。

- イ 資格確認書等の交付に関する事。
- ウ 一部負担金の減免及び徴収猶予の認定に関する事。
- エ 負担金、補助及び交付金に関する事。
- オ 基幹系情報システム（資格）の運用管理に関する事。
- カ 保険料率の決定に関する事。
- キ 保険料の賦課に関する事。
- ク 保険料の減免及び徴収猶予に関する事。
- ケ 保険料の収納管理に関する事。
- コ 不納欠損、執行停止等に関する事。
- サ 負担金、補助及び交付金に関する事。
- シ 基幹系情報システム（賦課及び収納）の運用管理に関する事。
- ス その他保険料に関する事。

（3）給付課

- ア 診療報酬の審査支払に関する事。
- イ レセプト点検に関する事。
- ウ 療養費の支給に関する事。
- エ 葬祭費の支給に関する事。
- オ 第三者行為求償事務に関する事。
- カ 一部負担金の減免及び徴収猶予の給付に関する事。
- キ 負担金、補助及び交付金に関する事。
- ク 債権管理に関する事。
- ケ 事業報告に関する事。
- コ 国民健康保険連合会等との連絡調整に関する事。
- サ 基幹系情報システム（給付）の運用管理に関する事。
- シ その他医療給付に関する事。

（平20規則1・平21規則6・全部改正、平25規則1・平30規則1・一部改正、令4規則3・全部改正、令6規則3・令6規則5・一部改正）

（臨時の職）

第6条 臨時の職については、広域連合長が必要の都度別に定める。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月5日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月27日規則第5号）

この規則は、令和6年12月2日から施行する。